

第 35 条 本大学院に特待生制度を設ける。この制度は、成績優秀者に対して授業料等の一部を免除することで、経済的な面から就学を支援する制度である。

2 特待生制度に関し、必要な事項は学長が別に定める。

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等の取り扱い)

第 36 条 学生が休学を許可され又は命ぜられた場合は、授業料等は免除する。ただし、年度途中の休学の場合は、その休学の時期により検討する。

2 年度途中の復学の場合は、その復学の時期により検討する。

3 学生が退学を許可された場合については、年度の授業料等は納入しなければならない。

4 学生が除籍された場合については、年度の授業料等は納入しなければならない。

(表 I)

授業料等 (年額)

	入学検定料	入学金	授業料	合計
1 年次	30,000 円	100,000 円	1,100,000 円	1,200,000 円
2 年次		—	1,100,000 円	1,100,000 円

(納入済みの授業料等の取り扱い)

第 37 条 いったん納入された授業料等は、原則として返還しない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

2 学則に定められている以外の授業料等は徴収しない。

(弁 償)

第 38 条 学生は、貸与された器具、機械類を破損又は紛失したときは、相当代償をもって弁償しなければならない。ただし本大学院で加入する賠償責任保険が適用される場合は、この限りではない。

(授業料等の滞納処分)

第 39 条 学生が授業料等を正当な理由なしに滞納したときは、本人の授業を停止し、保証人から徴収することがある。

第 7 章 教職員組織

(教職員)

第 40 条 本大学院に次の教職員を置くことができる。

- 学長、副学長、研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員。
- 2 学長が必要と認めた場合は特任教員、客員教員、非常勤講師を置くことができる。
 - 3 学長は本学の最高責任者として校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - 5 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。
 - 6 前第3項から第5項に規定する者の選任、任期その他については「学校法人北都健勝学園新潟リハビリテーション大学学長等選任規則」による。

(研究科委員会)

第41条 研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長、副学長、研究科長、研究科担当の専任教員をもって構成する。
- 3 研究科委員会に関して必要な事項は別に定める。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第42条 学長は、その行為・業績において他の模範となる学生を、研究科委員会の議を経て表彰することができる。

(懲 戒)

第43条 学長は、学則その他本学の定める諸規定に違反し、又は学生としての本分に著しく反する行為をした学生を、研究科委員会の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 研究生等

(研究生)

第44条 学長は、特定の専門事項を研究するため、本大学院への入学を志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない範囲において選考により、研究生として入学を許可すること